

関西圏アンテナショップ名称公募・ロゴマーク制作委託業務 仕様書

1 業務の名称

関西圏アンテナショップ名称公募・ロゴマーク制作委託業務

2 業務の概要

(1) 目的

令和6年7月に開業する予定である高知県関西圏アンテナショップ（以下、AS）の店舗名称の公募を行うにあたり、多くの応募があるよう広く周知するとともに、名称公募をAS開業に向けたプロモーションの一環として、関西圏でのASへの興味の喚起や、高知県民が県を挙げてASを応援する機運の醸成につなげることを目的とする。

また、採用されたAS名称を用いたロゴマークを制作することで、AS開業後の一貫したブランディングにつなげることを目的とする。

(2) 業務委託期間

契約締結日から令和6年6月30日まで

(3) 見積限度額

6,109千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(4) KPI（Key Performance Indicator：定量指標）

以下のKPIの達成を目指す施策内容とすること。

・店舗名称の公募（下記3（1））

公募への応募件数15,000件以上

(5) 関西圏アンテナショップ総合プロデューサーの監修

本業務の実施においては、高知県が委嘱する「関西圏アンテナショップ総合プロデューサー（以下、プロデューサー）」の監修を適宜受けること。

3 業務内容

本業務はASの店舗名称の公募及び採用された店舗名称を用いたロゴマークの制作を行う。

(1) 店舗名称の公募

ア 名称公募事務局の設置

(ア) 公募の準備から名称の決定までの一連の業務（以下の「イ」に定める業務）を行う名称公募事務局（以下、事務局）を設置すること。

(イ) 事務局の設置期間は、委託契約の締結日から名称の決定日までとすること（契約締結前の協議により決定する実施スケジュールにより確定する）。

イ 事務局の業務

(ア) 公募の実施

- a 当社が指定する AS コンセプト、公募期間等に従い公募を行うこと。

※公募内容の指定は、契約締結前の協議を踏まえて行う

- b 想定する公募等の期間は次のとおり。

公募期間：令和 5 年 12 月中下旬～令和 6 年 1 月中下旬

選考期間：令和 6 年 1 月下旬～令和 6 年 2 月中旬

※選考は下記イ（オ）で受託者が作成する資料により当社で実施

(イ) WEB 応募フォーム入力画面の製作

- a WEB で応募が可能な応募フォームを製作すること。

- b 応募フォームに Google フォーム等のクラウドサービスを利用する際は、ISMAP クラウドサービスリストに登録されたサービスを利用すること。また、利用にあたっては、公社と事前に協議すること。

【参考】

政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）について

<https://www.nisc.go.jp/policy/group/general/ismap.html>

ISMAP クラウドサービスリスト

https://www.ismap.go.jp/csm?id=cloud_service_list

(ウ) 名称公募の PR

特設 HP の設置、プレスリリース、SNS のターゲティング広告、パブリシティ等、多くの応募を得るために効果的な PR を実施すること。

(エ) 応募書類の受付

- a 受付方法は、WEB、メール、FAX、郵送及び SNS とすること（左記の受付方法で受け付けたデータ及び紙面を、以下、「応募書類」という）。

- b 応募書類の紛失等が生じないように適切に管理すること。

- c 応募書類に記載された個人情報の取り扱いはセキュリティに配慮すること。

- d 本業務終了後は、応募書類を公社に引き渡し、受託者はデータや複製を復元不可能な方法で破棄すること。

(オ) 応募の集計・分析・報告

- a 週に一度、応募状況を当社に報告すること。

- b 応募状況の報告は次の事項について文書（PDF 等データでの送付可）で行うこと。

(a) 応募延べ件数及び同一人物からの複数案の応募を除いた応募実人数

- (b) 重複する名称案を除いた名称案実数
- (c) 名称案の一覧（名称案とその名称案が重複して何件応募されたかを記載すること）
- (d) 応募者の属性分析（応募者の性別、年齢、居住都道府県及び応募方法について、その件数と全体の中での割合を記載すること。表やグラフにする等わかりやすい表記に努めること。）

(カ) 公募に関する問い合わせ対応

- a 公募に関する電話・メール等での問い合わせを受け付け、回答すること。
- b 当社の指定した公募内容に疑義が生じた場合や公募内容に定めのない事項の問い合わせがあった場合は必要に応じて当社に協議すること。
- c 問い合わせ内容及び当社と協議した内容は記録し、同一内容の問い合わせには一貫した回答をすること。

(キ) 商標調査

- a 応募のあった名称案の中から当社が選考した名称案の商標調査を行うこと（10件を予定）。
- b 商標調査は第35類について行うこと。
- c 商標調査に要する経費は委託業務の費用見積もりに含めること。

(2) ロゴマークの制作

ア ロゴマークのデザイン

- (ア) 採用された店舗名称を用い、店舗設備（看板等）及び販促物（チラシ、ショッピングバック等）に共通して利用できるロゴマークのデザイン案を3種類制作すること。
- (イ) プロデューサーに制作した3種類のデザイン案を提示し監修を受け、ロゴマーク1種類を完成させること（受託者が制作するデザイン案をプロデューサーが確認して意見を述べ、それに基づいて受託者においてデザインを修正しながら完成させる）。
- (ウ) 店舗設備及び販促物でのロゴマークの使用イメージがわかる展開案を制作すること。

イ 商標調査

- (ア) 前項において完成させたロゴマーク1種類の商標調査を行うこと。
- (イ) 商標調査は第35類について行うこと。
- (ウ) 商標調査に要する経費は委託業務の費用見積もりに含めること。
- (エ) 商標調査において、ロゴマークの商標登録が困難であると判明した場合は、商標登録が可能となるようロゴマークのデザインの修正を行うこと。

※ロゴマークの制作期間は令和6年2月下旬～令和6年3月下旬を想定

(3) 店舗名称及びロゴマーク発表会の開催、最優秀賞・優秀賞の賞状及び副賞の給付

- ア 高知市内でメディアを集めた店舗名称及びロゴマークの発表会（以下、発表会）を開催すること。
- イ 発表会は多くのメディアに取り上げられるよう効果的に行うこと。
- ウ 発表会を活用し、プレスリリース、SNSのターゲティング広告、パブリシティ等による店舗名称及びロゴマークの効果的なPRを実施すること。
- エ 発表会において、採用された名称の応募者に「最優秀賞」の賞状及び副賞を給付すること。
- オ 最優秀賞の副賞は現金50万円とすること（最優秀賞が複数名の場合、50万円を人数割りとすること）。
- カ 上位2位から5位に「優秀賞」の賞状及び副賞の賞品を送付すること。
- キ 優秀賞の副賞は1件あたり5万円相当の話題づくりとなる賞品とすること（優秀賞が4名以上となる場合、総額20万円を人数割りした金額相当の賞品とすること）。
- ク 発表会の開催に要する経費（最優秀賞受賞者の旅費を含む）、賞金・賞品総額70万円及び賞状の作成・送付に要する経費は本委託業務の費用見積もりに含めること。

4 成果品の不備について

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、当社の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。なお、納品データがコンピューターウイルスに感染していることで当社又は第三者が損害を受けた場合は、受託者の責任と負担により、現状回復及びその他賠償等について対応するものとする。

5 連絡会議の開催

本委託業務の遂行にあたって、必要に応じ、当社及び関係者との連絡会議を開催し、進捗状況の確認や企画の詳細などについて協議を行うこと。

6 実施体制

本委託業務の実施にあたっては、責任者、連絡窓口担当者を明確にし、業務が円滑に実施できる人員・体制を確保すること。

7 業務計画書

本委託業務の受託後、1週間以内に、業務ごとのスケジュールを整理した業務計画書を提出すること。

8 業務の実績報告

本委託業務が終了したときは、受託者は、次の内容を含む業務完了報告書を制作し、公社に提出しなければならない。なお、データはCD-RまたはDVD-Rに記録し、各ファイルには内容の分かるファイル名を付けること（提出時にはウイルスチェックを実施）。委託期間終了後は、すみやかに提出すること。

(1) 本委託業務の実施期間

(2) KPI に対する結果

(2) 制作物、広報物のまとめ

※なお、ロゴマークのデザインデータに関しては、完成次第別途、提出すること

(3) 実施した業務の一覧及びその成果

(4) その他、必要に応じて、別途当社から依頼するもの

9 その他

(1) 注意事項

- ① 本委託業務の実施に際して、提案企画の内容をそのまま実施することを約束するものではないこと。委託決定事業者から提案のあった企画は、一部変更・調整して実施する場合があること。本委託業務の実施にあたり、上記の2業務の概要(1)目的に沿って実施すること。
- ② 著作権、商標権等、日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- ③ 本業務の実施に際しては、環境への配慮などSDGsの取り組みなど意識して行うこと。
- ④ この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又は、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、当社と受託者が協議のうえ定めること。